

## 後見・保佐・補助開始の申立てをされる方へ

－受理時面接のお知らせ－

千葉家庭裁判所家事部後見係

千葉家庭裁判所（本庁のみ）では、迅速に処理するために、書類を持参して申し立てた方に受理時面接を実施しています。申立て日が決まりましたら、予約受付係にご連絡ください。

なお、すでに他の申立ての予定が入っている場合には、他の日時をお願いすることがありますので、あらかじめ来庁できる日を複数選び、ご連絡ください。

申立て当日は、受付時の書類審査に30分、受理時面接に1時間程度を予定していますので、お含みおきください。

### 【申立て予定日メモ】

申立て予定日	来庁時間
月 日（曜日）	時 分

**連絡先 千葉家庭裁判所家事部 予約受付係**

**電話 043-222-0165（代表）**

**内線 6480 6482 6483**

ご連絡等は、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

上記受理時面接は、千葉家庭裁判所本庁のみの取扱いですのでご注意ください。支部や出張所、他の裁判所の取扱いについては、お手数ですが、申立てをする裁判所に直接お問合せください。

郵送による申立てもできますが、その場合には受付後に面接期日を指定して、おいでいただいております。